名古屋市立高等学校学則（抄）

第１章　総　　則

第２条　修業年限は、次のとおりとする。全日制の課程　３年

第２章　学年、学期及び休業日

第３条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第４条　学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　４月１日から８月31日まで

第２学期　９月１日から12月31日まで

第３学期　１月１日から３月31まで

第５条　国民の祝日に関する法律に規定する

休日、日曜日及び土曜日のほか、休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じてこれを変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

⑴　学年始休業日

４月１日から４月４日まで

⑵　夏季休業日

７月21日から８月31日まで

⑶　冬季休業日

12月24日から翌年１月６日まで

⑷　学年末休業日

３月21日から３月31日まで

第３章　教育課程

第６条　教育課程は、高等学校学習指導要領及び委員会の示すところにより校長が編成する。

第４章　入　　学

略

第５章　転学、退学、留学及び休学

第12条　生徒が転学、退学又は留学しようとするときは、その理由を付して、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出なければならない。

第13条　校長は、病気その他やむを得ない事由によって引き続き１月欠席し、なお２月以上欠席を要すると認めた者には、その者の願い出により、２年以内を限って休学を許可することができる。

２　校長は、教育上必要があると認めたときは、１年以内を限って休学を命ずることができる。

第６章　聴　講　生

略

第７章　単位修得及び卒業

第15条　単位修得の認定及び卒業の認定は、法施行規則及び高等学校学習指導要領の定めるところにより、校長が行う。

２　校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書を発行することができる。

第16条　校長は、卒業を認めた者には、卒業証書を与える。

第８章　職員組織

略

第９章　授業料、入学料及び入学検定料

略

第10章　賞　　罰

第26条　校長は、他の模範となる生徒を表彰することができる。

第27条　校長は、教育上必要と認める場合は、生徒に懲戒を加えることができる。

ただし、懲戒は、これを叱責、停学及び退学とする。

２　退学は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

⑶　正当の理由がなくて出席常でない者

⑷　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者